

受付印

請求日 令和 年 月 日

長崎市長 様

施設等利用費請求書【 年 月分】

(認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費)

私は、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

1 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定こどもとの続柄	生年月日	S・H	年	月	日
氏名			現住所	〒			
				電話：			

2 認定こども

認定種別	<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 <input type="checkbox"/> 第 3 号	認定番号 (※不明ならば未記入可)				
フリガナ		生年月日	H・R	年	月	日
氏名						

3 償還払いの振込先 ※1の請求者と同一名義の口座をご記入ください。

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫 農協・信用組合	口座番号 (※右詰め記載)	
支店 出張所	口座名義(カタカナ)	

4 在籍園以外の利用施設

施設名		所在地	
施設名		所在地	

5 施設等利用費の請求内訳

利用年月	支払った月額利用料(a) ※1 ※2	月額上限額(b) ※3	請求額 (aとbを比較して少額の方)
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円

※1 利用料の支払いを証明する「領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を添付して下さい。

※2 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※3 月額上限額は、施設等利用給付第 2 号認定の場合は月額 37,000 円、第 3 号認定の場合は 42,000 円です。途中で認定期間終了又は開始の場合、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

① 途中で認定終了、別の市町村へ転出する場合の限度額

: 37,000(42,000)円×最後の利用日までの平日日数÷その月の平日日数

② 途中で認定開始、別の市町村から転入した場合の限度額

: 37,000(42,000)円×認定起算日後最初の利用日移行の平日日数÷その月の平日日数